

第二次松方内閣の瓦解（上）

佐々木

隆

The Collapse of the Second Matsukata Cabinet (Part I)

The second Matsukata cabinet was an alliance of the Satsuma clique and the *Shimpotō*. The powerful pro-*Chōshū* clique cabinet members also made their presence felt. The second Matsukata cabinet-*Shimpotō* alliance was based on a "Statement of Policies", but it contained two positions on the fiscal issue, that is, Matsukata's positive policy approach and the *Shimpotō*'s emphasis on administrative reorganization and fiscal retrenchment. The two sides, therefore, had put off resolving the differences. The 1898 budget compilation began in the spring, 1897, and a deficit of ¥24,000,000 was projected. The *Shimpotō* then began to assert positively their administrative reorganization and fiscal retrenchment platforms. At this point too, Foreign Minister Ōkuma Shigenobu urged on Matsukata Itō Hirobumi's entry into the cabinet as prime minister. It is likely that his ulterior motive was to grasp leadership of the cabinet. However, the *Shimpotō* did not declare unequivocally its opposition to a tax increase, and stressed only the priority of administrative and fiscal retrenchment. This was because if it now emphasized a policy that was politically unachievable, this would put the party in an untenable position when it took over the government.

In the end, the *Shimpotō* left the coalition, which meant that the negotiation to have Itō enter the cabinet was also discontinued. Matsukata then sought to create a new government party by restructuring the cabinet based on appointing the opposition party's powerful members. He first sought to have *Kokuminkai* leader, Shinagawa Yajirō serve as Agriculture-Commerce Minister but Shinagawa declined the offer. He then asked Furusawa Urou and Matsuda Masahisa to serve as mediators and began negotiations with the *Jiyūtō* to form a coalition. The negotiations were threatened with failure several times, but this was averted when the *Jiyūtō* lowered its demands and Home Minister Kabayama Sukenori exerted his efforts for the government. The possibility of Hoshi Tōru as either Foreign Minister or Justice Minister was brought up, but the talks ended in failure. The government requested the *Jiyūtō* to make a party decision to join the government, but the *Jiyūtō*'s Executive Committee rejected the demand. Home Minister Kabayama for his own reason persisted in trying to bring the coalition to fruition. But Prime Minister Matsukata brought the negotiations to an end by announcing the termination of the coalition talks. And so, the Matsukata cabinet faced the 11th Diet session in the absence of a government party. (To be continued)

緒言

明治二十九年九月に成立した第二次松方内閣は、しばしば「松隈内閣」と呼ばれるように、松方正義率いる薩摩閣と大隈重信を実際の党首とする進歩党の連合政権として知られる。明治三十年九月時点での閣僚は、

首相兼蔵相・松方正義（薩摩） 外相兼農商相・大隈重信（肥前） 内相・樺山資紀（薩摩） 陸相・高嶋鞆
 之助（薩摩） 海相・西郷従道（薩摩） 法相・清浦奎吾（熊本） 文相・蜂須賀茂韶（阿波） 通相・野村
 靖（長州）

の八名であり、枢密院議長黒田清隆（薩摩）も班列として閣議出席資格を持っていた。また、この他に閣議出席資格を持つ準閣僚に内閣書記官長の高橋健三（下総曾我野）、法制局長官の神鞭知常（宮津）がいた。

閣僚の半数は薩州人だが、元勲級指導者は松方と西郷の二人だった。樺山と高嶋はこれに準ずる子爵級実力者だったが、樺山は日清戦争の軍功で伯爵に陞爵されており、元勲級指導者への最短距離、言い換えれば首相候補への最短距離にあった。また清浦と蜂須賀は長州閥系の政治家と目されており、清浦は山県有朋（長州）、蜂須賀は伊藤博文（長州）に近いと見られていた。野村は長州閥の子爵級実力者だが、山県に近く、井上馨（長州）とも良好な関係にあった。

第二次松方内閣は薩摩閥と大隈・進歩党の連合政権であると同時に、第三の要素として親長州閥系閣僚を抱えていたのである。高橋と神鞭は藩閥と政党の連絡役・調整役を果していたといわれる。

さて、第二次松方内閣はその成立に際し、大隈の申し入れを受けて、事実上の政策協定ともいべき「政綱」を策定している(明治二十九年十月十日閣議了承)。言論・出版・集会の自由の拡大(人権問題)、議会の尊重、条約改正の達成、能者の活用(人材登用)が主な合意点だが、財政問題については「之れが整理を図るには専ら国力に依りて現今の形勢に適するの策を定め出入の平均を保つことに努め一方に於ては國家經濟上の擴張發達をして國勢の進運に後る、ことなからしめんことを期す」と、松方年来の積極論と進歩党の行財政整理論が併記され、問題の処理が先送りされていた。

松方政権はこの合意に基づいて施政を進め、第十議會で新聞紙条例緩和を実現させ、同議會終了後には党人の高級官僚・地方長官への登用を行なった。

しかしながら言論・出版・集会の自由の拡大、党人登用の問題について、閣内は決して一様ではなかった。二十九年秋に起きた「二十六世紀」事件に際しては野村・清浦・蜂須賀が禁停止を主張したのに対し、薩摩出身閣僚と大隈が反対した。結局「二十六世紀」と「日本」に禁停が行なわれたが、この直後に内務次官・警保局長が更迭されたため実質的引分けに終わった。次の新聞紙条例改正問題でも薩州人閣僚と大隈が賛成、野村・清浦・蜂須賀らが反対という図式が再演されたが、改正賛成派の完勝に終つて⁽¹⁾いる。第十議會終了後の党人登用問題でも、これが実施されたのは農商務・外務・大蔵・内務の四省、即ち薩州人と大隈が大臣を務める省に限られている。因みに野村通相は三十年五月、樺山内相から「柴四朗ヲシテ通信省參事官ヲラシメン」ことを求められ「断シテ之ヲ拒」⁽²⁾んでいる。野村は「若シ一タヒ政黨員ヲ納ル、アラハ我省ノ主義ヲ埋没シテ之ヲ破滅スルモノ」という、政党排除型の超然主義を奉じてい

た。これに対し樺山内相と高嶋陸相の二人、とりわけ樺山は政党との交渉をほぼ一手に引き受け、しばしば進歩党側の要求を代弁していた。樺山・高嶋が示した親政党的立場は準元勳としての彼らの政治的立場とも多分に關係していると見られる。⁽³⁾

このように第二次松方内閣の施政は一見順調に推移して来たが、内部に複雑、多様な矛盾と緊張を孕んでいた。そして外部には松隈政権を冷やかに凝視する伊藤派、山県派と自由党、国民協会などが存在していた。

第十議會を経て言論・出版・集会の自由の拡大の問題、党人起用問題が一段落すると、政權維持への求心力は漸次低下し始めた。連合政權を続けても短期的に獲得可能な（提供可能な）政治的資源は当面減少し、次第に独自性・主体性を追求するベクトルが強まった。こうしたとき、明治三十一年度予算原案の編成作業が進み、二四〇〇万円といわれる歳出超過が見込まれたことは政權を構成する諸要素の分解ベクトルを強化するものであった。

これまで第二次松方内閣期を論じた研究は決して多くないが、それらはほとんどが「伊藤博文關係文書」の伊藤博文宛伊東巳代治書翰を主な史料としているため、戦前に書かれた「伊藤博文傳・下巻」⁽⁴⁾の域にとどまっている。しかしながら伊藤・伊東ともに直接の当事者ではないため不正確な伝聞情報も多く、偏った理解も少なくない。

本論文は「黒田清隆關係文書」「松方正義關係文書」「野村靖日記」「徳大寺実則日記」など従来の研究では用いられなかつた諸史料を活用し、上述の問題関心、問題認識に則りつつ、第二次松方内閣の瓦解過程を実証的に解明しようとするものである。それはこの時期の諸勢力の実態を検証し、政治構造の全体像を明らかにしようとする試みでもある。

なお、引用史料の表記法は平仮名・漢字文を基本としたが、日記・法令は片仮名・漢字文とした。また句読点は刊本を含め適宜加除した。主要人名の丸括弧内の地名は出身藩である。圏点・傍点の類は総て原文による。

註

- (1) 以上、第二次松方内閣に関する概況は拙稿「藩閥政府と言論規制緩和問題―第二次松方内閣と新聞紙条例改正問題―」(荒瀬豊・高木教典・春原昭彦編「自由・歴史・メディア」〈日本評論社、昭和六三年〉)を参照されたい。
- (2) 「野村靖日記」明治三〇年五月四日条(国立国会図書館憲政資料室所蔵「野村靖文書」三三―二二)。原題「欲庵隨筆」。
- (3) 藩閥の内部構造とその変化については拙稿「藩閥の構造と変遷―長州閥と薩摩閥―」(『年報・近代日本研究』一〇)を参照されたい。
- (4) 研究史の概要は林茂他編「日本内閣史録1」(第一法規、昭和五六年)、金原左門他編「日本議會史録1」(第一法規、平成三年)参照。
- (5) 春畝公追頌会編、統正社刊、昭和一五年。

第一章 政府・進歩党の提携断絶

第一節 伊藤入閣問題

1

松方政権が伊藤博文周辺への接触を始めたのは明治三十年五月ころのことである。伊藤は当時、有栖川宮威仁親王に随行して、英国ヴィクトリア女王の即位六十周年祝典に列席すべく洋行中であつたが、留守を預かる幕僚の伊東巳

代治（長崎Ⅱ町人）が大石正己（王佐）の訪問を受け大隈重信外相との会談を勧められた。大石は農商務次官だが、大隈に近い。五月十七日、伊東は大隈に招かれ晚餐を共にしたが、この際大隈は伊藤を賞揚し、伊藤並に伊東との接触を望んでいる旨を告げた。二十一日には大石が来訪して、大隈が洋行中の伊藤に賜金の便宜を図ることを告げた後、
 さらに、

又岩崎も伊藤侯御出発前に於ける隈伯との融和の傾向を認めて大に相喜び、過日医師を同伴して松方伯を富岡に見舞たる時も、岩崎は松方に対して国家何事かあれば必ず伊藤侯の力を仮らざるを得ず、仍て元老間は十分の調和を図り、中にも伊藤侯には細大教を乞ふの覚悟こそ必要ならんと述べたるに、松方も実に尤もなりとて首肯したりとて其後岩崎も大に安心の体に見受けらる。

と、三菱の総帥岩崎弥之助（土佐）が松方に伊藤との融和を勧めた旨の情報をもたらしている。伊藤と松方・大隈の間は、第二次伊藤内閣末期、松方・大隈の両名が手を携えて入閣を拒否し、これが一因ともなつて伊藤政権が倒れてから、とかく円滑を欠いていた。

伊東は六月前半、英国の伊藤に統報を送り「今度の一条に付ては大石は当初より余程尽力致し候ものと相見へ、大隈も諸事大石に聴く所ありしと被存候。（略）過日大石来訪の節も伊藤・大隈の並立は敢て難事にあらざるべく、又松方も大蔵専任に安すべく、岩崎も此事に付ては頗る肝胆を碎き居れりなど語り出候より推考するも、岩崎・大石は内密幫助を努めつゝあるか如し」と述べた。大石によれば「岩崎は過日松方那須より帰京の後面会致し候様子にて、其節も岩崎も此儘にては逆も難関を通過し難しと合同の意持ち懸け松方も大に尤もなりと同意を表し候由」であつた。

大石はさらに「合同論の末に板垣も是非引入れざるへからず」と勧めたが、伊東は「後に至り閣下〔伊藤〕等の累を憚り候為めの用心」として「唯一笑に附して敢て可否を言は」なかつた。⁽²⁾伊東は他方で「板垣伯とは相変らず親交を続け、伯も重要な問題に付ては小生に謀るを常とす。併し一方大隈との關係もあり、且大隈と小生との会見一再に及へることは板垣も承知に付、差支なき事文は相話置候故、其の間些の悪感情も無之、異日風雲際会の時伯は勿論自由党の乾児は十分閣下の御用に立ち候丈けには撫恤致有之候」⁽³⁾「本月中旬関東自由会青年の大運動を都下に相試み候に付、相当の寄附金を遣し置候」と自由党との水面下の接触を保っていた。伊藤が四ヶ月に亘る洋行から帰朝したのは、明治三十年九月五日のことである。

2

政權禪讓問題は伊藤の帰朝直後から本格的に動き出した。周旋に當つたのは今回も岩崎と大石である。九月九日付伊藤宛伊東書翰⁽⁴⁾に曰く、

扱昨日松・隈二伯会谈の末大に讓歩以て閣下を歓迎するの意味合に相傾、今朝も岩崎・大石両名松方伯と会合し、愈本日午後五時の汽車にて岩崎男、松方伯の名代として閣下及兩伯の会合に付御許諾を得る為出磯致候事に相成候間〔略〕彼等の衷情に対せられ候ても余り御薄待無之様願度奉存候。〔略〕昨今の形勢朝野共に閣下の御入閣を待望致居候次第に付、兎も角会合丈けは御聽許の方可然歎と奉存候。

文面から推して、伊藤が岩崎・大石との会談、即ち松方・大隈との政權禪讓交渉に乗り気でなかつたことが窺われる。一般閣僚としての入閣に止まる可能性も捨て切れぬ上、⁽⁵⁾仮に禪讓を受けたとしても松方・大隈を残した上では十分に主体性が發揮出来るか疑問であり、進歩党をどう処遇するかという問題もあつた。詳しくは後述に譲るが、伊藤の本心は戰略守勢を執つて松方政權が自壞するのを待ち、主導權を發揮し得る自前の政權を作ることにあつたようである。もつとも伊藤は岩崎らに対し、上京して松方・大隈と協議することを承知した。会合は九月十六日ころ、神田駿河台の岩崎邸で催されたらしい。⁽⁶⁾岩崎の積極的関与は松方・大隈との関係もさることながら、強力政權による戦後経営の遂行への期待によるといわれる。通信大臣野村靖は九月二十二日、政權禪讓交渉の経過を山県有朋、井上馨のそれぞれから聴いているが、井上の談によれば伊藤、松方、大隈会談の様子は「素ヨリ伊藤ニ於テ此儘入閣スルノ念アルナシ。終ニ程ヨク相談シテ別レシ趣⁽⁷⁾」というものであつた。因みに野村は伊藤、山県、井上と同じく長州人であり、子爵級実力者である。

さて、「野村日記」九月二十二日条は、政權禪讓交渉の経過と閣内の情勢に就て次のように描画している。

可歎又可笑ハ当初大隈ヨリ松方ニ話シ、松方モ亦之ヲ諾セシニ、樺山・高嶋ヨリ之ヲ密話シタル折、樺・高ハ已ニ自由党モ手中ニアリ、今マ総理交迭ノ必要ナカルベシト云ヒシニテ、松方モ亦其念ヲ動カセリ。此事極秘ニテ大隈ハ語レリトノコトナリ。元來岩崎弥之助及ヒ大石正己等類リニ元勳網羅ヲ説キ、之レヨリシテ松方・大隈モ其意ヲ起セシナルベシ。

野村は井上から大隈の情報として、薩摩出身の樺山資紀内相と高嶋鞆之助陸相が政權禪讓に反対していると記してい

る。樺山は郷友会（旧薩摩藩出身者の親睦組織）の縁で九州出身民党議員と連絡があり、また新聞紙条例緩和に当ったことは政党方面から高く評価されていた。一部には樺山内閣待望論もあつたほどである。また高嶋は自由党閥東派の一部（新井章吾系）と連絡があつた。実際彼らは進歩党の政権離脱後、自由党との提携交渉に当ることになるのである。そしてまた、樺山と高嶋は藩閥内にあつては元勲級指導者に迫る経歴と実績を有する実力者でもあつた。伊藤・井上・山県・大山・黒田・西郷・松方を「元老」とすれば、樺山・高嶋・野村らは「中老」ともいふべき存在であり、活躍次第では元勲級指導者への上昇も夢ではなかつた。伊藤への政権禪讓、或は伊藤の入閣は彼らの活動の余地が狭まることを意味しており、歓迎されることではなかつた。樺山は日清戦争の軍功に加えて新聞紙条例改正の実現という文功も挙げており、元勲への最短距離にあるように見えた。彼らが置かれた政治的環境は第一次松方内閣末期に類似していたのである。⁽¹²⁾

ところで野村は、松方と大隈が伊藤に政権禪讓を申し出た理由について「真己レ等ノ力足ラザルヲ以テ伊藤ノ援助ヲ乞フトニハアラス。却テ伊藤ヲ忌ミテ以テ之ヲ束縛セントスルニ過キサノミト察スル也」と断じている。これまた、第一次松方内閣末期の権力情況に類似していたと言えよう。⁽¹³⁾

3

十月十一日、臨時閣議が催され、懸案の台湾官制案が閣議決定された。この閣議で大隈は「其農商務兼任モ其事務略ホ緒ニ着タルヲ以テ不日其解任ヲ乞ハントス。因テ其後任者ハ大石ヲ以テセン」と述べ、大石正己の農商相起用を提案した。農商相のポストは三十年三月、榎本武揚が足尾鉍毒事件に関連して事実上引責辞職した後、大隈外相の兼

任となっていた。元改進黨員で進歩党結成の功労者たる大石の起用は大石自身や政党との提携・連絡を強化する一方、伊藤取り込み工作を内閣として確認する効果を持つものと見受けられるが、野村は「蓋シ松方モ始メテ大石云々ノコトヲ聞タル趣ナリ」と記している⁽¹⁴⁾。松方を度外に置いて大隈がこの挙に出たとすれば、大隈が閣内における主導権の掌握に乗り出したものとも考えられる。

実際、このころになると大隈或は進歩党の周辺ではその主体性を誇示・顕示するかのような動きが目立つて来た。

十月十三日、枢密院書記官長平田東助（米沢）は野村を訪ね、大隈が枢府において前年に結ばれた山県―ロバノフ協定には曖昧な部分があり国益を損ねていると非難した旨を報じた⁽¹⁵⁾。野村は十五日、山県にこの情報を伝え、「大隈ノ拳動ノ奮ナラサル様ニ思フ趣」を告げた。野村は続いて高嶋陸相を訪うて同様の旨を述べたが（西郷海相同席、兩人は「断シテ彼ノ挂冠スル意ナキヲ保」している。野村は「彼レ真ニ閣ヲ去リテ松方内閣ヲ打破シ以テ己レノ地ヲ固フセント策スル歟、又ハ此際種々ノ手段ヲ以テ己レノ党類ヲ閣中ニ入ル、歟」と見ていた⁽¹⁶⁾。

一方、明治三十年秋になると、『進歩党党報』には進歩党の独自性・主体性を強調する記事が頻出するようになっていた。同年夏、明治三十一年度予算政府原案の作成に向けて省庁毎の要求案作りが進められたが、この過程で大幅な歳出超過が予想され、増税の必要性が取沙汰されるに至った。この問題は第二次松方内閣成立に際し、進歩党と政府が事実上の政策協定というべき「政綱」を策定した折に、松方らの積極財政論と進歩党の行政整理論が併記され、決着が先送りされたという事情があった⁽¹⁷⁾。

こうした経緯もあって、進歩党の独自性・主体性の主張は先づ行政整理論に向けられた。『党報』第九号（九月一日付）は箕浦勝人の「財政整理（財政整理の成功は行政整理の断行に在り）」と題する論説を掲げたが、箕浦はこの中で「経費の増加を要すること必然の勢にして、所謂戦後の経営なる題目を除却するも、政費の膨脹は遂に已む可らざるの結

果たるべし。況んや戦後の形勢は戦争以前の形勢と同じからざるものあるに於てをや」と歳出増大の不可避免性を認め
 た上で「其所謂財政整理なるものは當に歳出入の均衡を保つのみ止まらず、更に行政を振作し民業の發達に裨補す
 るの程度にまで進まざる可らず。而して能く其実効を奏せんと欲すれば、結局国民の愛国心に訴へて財政計画の基礎
 を改築せざる可らず。」(略)故に其順序を論ずれば、第一着に行政整理を断行して民心を一新すること緊要なり。政
 府大に断する所あり、情実を排し、俗論を斥け、誠実に行政整理実行の端を發かば、国民は必ず政府の意氣を認識し
 て同情を表するに至らん」と述べ、行政整理による民心掌握の先行を説いた。

ここでは増税は最終的には否定されておらず、また、行政整理による節約が歳出超過に見合う額であることも求め
 られてはいない。行政整理は国民の信任を確保するためのものと位置づけられているのである。当面の増税に異を唱
 えながらも、中長期的レベルでは實際上容認しているのは、進歩党が今後も与党、或は政権党として政権に参加し
 り、政権を掌握することが想定されていたからであろう。それは勿論、政権を離脱した場合にも責任政党性を主張す
 るに足る根拠たり得るものであった。

続く「党報」第十号(九月十五日付)には円城寺清の論説「予算編成に関する管見」⁽¹⁹⁾が掲載された。円城寺はこの
 中で「予算と決算との間著しき差異ある事」「剰余金の夥多なる事」「繰越金の巨大なる事」「追加予算の多き事」「特
 別会計の多き事」の五点を挙げ「我が予算の編成は頗る粗漫に失し、前後齟齬、違算百出、其の本義に背馳し、実効
 を没却するもの鮮なからず」と、予算編成上の問題点を指摘し「當局有司の注意を促かし」ているが、増税の最終的
 必要性の有無については言及を避けている。

さらに「党報」第十一号(十月一日付)は愛媛県の党員清水隆徳の論説「税源の新案」⁽²⁰⁾を掲げている。清水は「歳
 入の不足到底増税によらざれば以て財政の基礎を確立する能はず」と認めた上で「忽ち酒税地租を以て唯一の目的と

せるはこれ現時政事家の常套なり。余輩は窃に其手段の平凡にして、余りに無策なるに驚くなり」とする。清水は「國民の忠実なる、固より制税を拒まずと雖も、当局の責務として成るべく偏重の税を徴せず以て均霑の沢によらしむること其志にあらずや」として「株式、米穀等諸取引所の私設を廢し、之を官設にし之より生ずる所の収利を國庫に收入とし以て一部の税源と爲し歳入の不足を充実すべし」と代替財源を提示し、その収入を四〇〇万円、五〇〇万円と見積つてゐる。

このように『進歩党党報』においては、責任政党性を維持しながらも、党の政策上の独自性・主体性を追求、主張する論調が漸く顕著となつて来た。予想される増税の提示を牽制しつつ政治的主導権を把握することに努める一方、手切れの場合にも様々な面で大義名分を自方に確保する肚があつたのではないかと考えられる。

4

十月十四日、政府は臨時閣議を催し明治三十一年度予算政府原案について検討した。『進歩党党報』は「臨時閣議を開きて増税問題に付協議する所あり」と報じているが、「野村日記」同日条には「午前出閣、予算會議ヲ決ス。蓋シ通信省中電線新設計及鉄道年度繰上之コトハ更ニ大蔵大臣再考スト云ニ止メタリ」と見えている。各省庁歳出の最終調整が行なわれたものようである。これらの結果の集積として大幅な歳出超過が見込まれる以上、増税の検討は当然視程内に入つていたと考えられるが、増税の決定自体はこの時点では閣議に諮られていなかつたらしい。

野村通相は十月十六日から二十二日まで近畿に出張し閣議を欠席したが、事態が大きく動き出したのはこの間のことである。野村は二十三日午前、松方首相に出張中の政況を尋ねたが、その模様は左の如くである。²²⁾

過日大隈等閣員ヲ会シ、対議會ノコトヲ議セシ由ナルニ、大隈ハ現内閣組織以來ノ失錯ヲ歴挙シ、世上ノ信用ナキコトヲ言ヒ、且増税ノ良計ニ非ラザルヲ述ヘタル趣ナリ。因是松方モ殆ント困却ノ躰ナリ。因テ余ハ増税ノコトハ国家必用上ニ於ケル事実問題ナリ、尚能ク出入ヲ調査シテ其宜敷ヲ採ルベシ、政党ノコトニ関シテハ到底其操縦ノ術ニ就キ大隈ト一致運動ヲ望ムベカラズ、只我々ハ自ら其踏ムベキ正路ヲ履ムニ止メ、終ニ止ムナクンハ大隈ヲシテ退カシムルノミトイヘル意ヲ述フ。

大隈の問題提起が何日のことか「野村日記」は明記していない。当時の内閣會議（閣議）の定例日は火曜日と金曜日⁽²³⁾なので、十五日（金）、十九日（火）、二十一日（金）が考えられるが、金曜日は休催のことが多い。「過日」との表現から十九日の可能性が高いように思われるが、臨時閣議の可能性もあり、また二十二日には進歩党に後述の動きもあつた（『進歩党党報』第十三号の「時事日記」は二十二日条に「松方首相邸に閣臣の會議を開きて擬議する所あり」とする）。なお後考に俟ちたい。

すでに大隈の動きに不審を懐いていた野村は、これを覇権奪取の試みではないかと疑つた。もともと進歩党との提携に批判的⁽²⁴⁾だった野村は手切れの好機と捉え、松方に「樺山・高嶋・西郷等ノ意如何ヲ問」うた。松方はこれに対し「樺・高及黒田ハ美ニ尊慮ニ符合ス。西郷ノ意ハ未タ確ト之ヲ聞カサレトモ多分他ノ意アラサルベシ」と答えている。因みに黒田清隆枢密院議長は班列として閣議出席資格を持ち、松方の軍師・後見人的存在であつた。野村は二十四日には清浦奎吾、平田東助、二十五日には山県有朋と、それぞれ意見・情報を交換している。

十月二十二日、進歩党は常議員会を開いて犬養毅、長谷場純孝の二総務委員に加えて、楠本正隆、鳩山和夫、中村弥六、大竹貫一を臨時の委員に任じ、松方首相に対し「忠告」を行なうことを決めた。進歩党は内閣が「歳入の上に

猶ほ二千四百余万円の不足を生し、而して此の不足は「二三租税の増課を以て之を補填する」ことを非難し、次の四点の改革を松方政権に求めることとなつた。⁽²⁵⁾

一、閣員中の異分子を斥け純然たる同志者を薦めて之に代へ以て内閣の鞏固統一を図ること。（以下略）

二、予算の再調整を行ひ力めて不急の経費を節約する事。

三、台湾統治の方針を変更し其政弊を改革する事。（以下略）

四、非立憲的動作を厳禁し立憲政体の運用を完美ならしむること。

(1) 対議会策を改正し以て議員の腐敗を予防す可し

(2) 撰挙法罰則を追加し及び之を勵行し以て撰挙区の腐敗を予防し暴力を厳禁す可し

(3) 政務官と事務官の區別を明かにし以て政変の爲めに事務の停滯を生ずるか如きことならしむへし、附、政務次官若くは総務局長を設置すること

第一条は政党排除型超然主義者の退閣を求めるもので、野村は自分の排斥を狙つたものだとしている（後述）。第二条は当面の増税に異を唱えるものだが、最終的な増税の当否についてはここでも言及が避けられている。第四条は政党政治の弊害とされるものについて責任政党としての自浄能力を顕示したものと考えられるが、第四条第三項は党員の狼官を制度的に常態化し、行政機構への政治的浸透を強化するものでもあった。

これを総括すれば、進歩党の四ヶ条要求は進歩党が松方政権から政治的主導権を奪おうとするもので、他方で責任政党性、政権担当能力を世上に誇示しようとするものであった。それは政府との手切れの場合にも政治的大義名分た

り得るものであったと言えよう。

因みに十一月一日付発行の『進歩党党報』第十三号には、十月十五日の脱稿として竹内正志の巻頭論説「進歩党の立脚地」⁽²⁶⁾が載せられている。この中で竹内は第二次松方内閣成立後の「人権問題の解釈せられたると、閥族以外人才登用の関門を洞開したるの二事」を評価したが、一方で「固より藩閥は藩閥の主張あらん、我党は我党固有の主義主張なくんはあらず。現内閣の進歩党の内閣にあらざるや言を待たざる所」と、藩閥と進歩党にはそれぞれ固有の独自性があるとした。人権問題とは言論・出版・集会の自由の拡大（とりわけ新聞紙条例改正）、人才登用とは進歩党系人士の高級官僚起用を指す。

そして竹内は、松方政権成立時の合意で守られていないものが多いことを挙げ「行政整理は前後二回の委員を更任して、而かも其の消息杳乎として今尚ほ聞く所なく〔略〕而して財政整理の如きは、本と是れ主務大臣が議会に公約したる所のもの〔略〕今日に至るまで未だ大に支出均衡の策を籌画するに至れるを聞かず、只近来に至りて徒らに増税の風説を耳にするあるのみ」と、行政整理、財政整理の怠慢を難じた。松方政権と進歩党の關係悪化の主因は合意を履行しない松方政権に求められているのだが、ここでも増税はその安易さが責められているのであり、選択肢として最終的に排除されているわけでないことに留意したい。

こうして竹内は「嗚呼。觀。來。れ。ば。一。年。間。提。携。の。結。果。天。下。の。公。に。於。て。得。る。処。果。して。如。何。我。党。の。立。脚。地。は。依。然。と。し。て。儼。存。す。る。や。否。や。是。れ。大。に。自。反。す。べ。き。の。価。値。あり。と。信。す。」と、進歩党の独自性が失われつつあることを指摘する。竹内は「吾人は唯終始一貫主義政見の爲めに生き、又主義政見の爲めに死す、豈また快ならずや。我党は主義政見を外にして現内閣と提携するの必要を認めず」と、進歩党の政策上の主体性の回復を提唱し、松方政権との提携解消を求めるのである。

この論説が掲載された『党報』の「時事日記」は十月二十五日までの政況を収めているので、この論説が日付通り十月十五日の脱稿か否かは一抹の疑問も残る。しかし、これまでの『党報』の論調や大隈の行動から推して、進歩党では三十一年度予算政府原案の策定を機に、松方政権成立時の合意を拠り所として進歩党の主導権を強化し、それが果せなければ政権離脱も止むを得ないという判断を固めつつあったものと考えられる。政権が動揺すれば收拾のために伊藤の入閣の現実性が増し、大隈が主唱する伊藤入閣乃至伊藤への政権禅譲が実現すれば、進歩党の影響力が増大すると見ていたのであろう。つまり、藩閥と進歩党の提携関係における主客、正副の関係を逆転乃至は拮抗させようと考えていたと信ぜられるのである。また、仮に松方政権が崩壊した場合には伊藤政権が登場する公算が大きく、政権離脱は短期で済むという目算があつたのではあるまいか。

5

進歩党の交渉委員は二十三日朝、松方首相に四箇条要求を手交した。松方は閣僚と協議の上、返答する旨を答えて⁽²⁷⁾いる。

二十六日、定例閣議が開かれたが、「是日増税論アルヤト思ヒシニ毛頭其事ナシ」に終わった。閣議後、野村が松方に質したところ、松方は「未タ落着ノ談ニ到ラス。只自分ハ決意シアルノミ」と答えた。野村は「余之ヲ賛ス」と書いて⁽²⁸⁾いるので、松方は増税問題で大隈・進歩党に一切譲歩しない意向を示したのであろう。

二十七日、首相官舎に松方首相、野村通相、高嶋陸相、清浦法相、樺山内相が集まって方針を協議した。この結果「松方ヲ始メ増税ニ一決シ西郷帰京ノ後、更ニ大隈ヲ会シテ其議ヲ断行セント決スル」⁽²⁹⁾方向が固まった。この記述か

らも、増税方針が閣議に正式に提起される前に進歩党側が先制攻撃をかけて来たと捉えられていたことが確認出来る。二十八日、松方は黒田を訪ね助言を求めたが、二人の間では最早進歩党との手切れ、大隈外相の辞任は避けられないと見て、早くも後任外相の銓衡が始まった。十月二十九日付松方宛黒田書翰には「⁽³⁰⁾然は昨日尊来を辱ふし御垂示之件逐一敬承、従て〇〇候補之人舛猶又熟ら勘考するに、尤も外交問題緊要之事は申上候迄万々無御座候得共〔略〕就ては薩人過多之嫌あらば正に榎本子爵適任ならんと千思万慮之末一片之衷情吐露仕候。他にも青木・河瀬・田中三子爵等も御座候得共、此之際重大之場合、爾来五、六年間は尤も鄭重慎重に戒心せざる可らずと実に痛嘆之至に不堪候」と見える。文面から推して、二十八日の会谈で黒田は薩州人を松方に推挙したように考えられるが、その場合には西徳二郎を推したものと信ぜられる。結局は「薩人過多」ということで改めて榎本武揚（幕臣Ⅱ黒田派）を推したのだが、松方は「榎印之事も如何と案し申候⁽³¹⁾」と難色を示している。この年三月、榎本は足尾鉞毒事件に関連して農商務大臣を辞任したばかりなので、早期の復帰を憚ったのであろう。

なお、右の「薩人過多」は八閣僚中、松方（首相兼蔵相）、樺山（内相）、高嶋（陸相）、西郷（海相）の四名がいるので、現状でもすでに過多という意味にとれなくもない。しかしながら、いづれにせよ松方と黒田は大隈の退陣を不可避と見ており、また妥協して引き留める意思も無かったのである。

二十九日午前、松方首相は前首相秘書官・佐脇安文を楠本正隆の許に派し、二十三日の四箇条要求に対し回答した。松方は決議手交の際、互いに「他に漏洩す可きものにあらず」と約したはずなのに同日の新聞に報道されたことを遺憾とした上で、

余不肖なりと雖も、至尊の親任を辱ふし、大政補弼の重責に膺るに於ては、閣臣の進退、行政の作用は決して他

の容喙を待つ可きにあらず。蓋し行政の大権を擁護するは余が職責の第一義たればなり。諸君諒せよ。

と、天皇から行政大権を預かるものとして進歩党の要求には応じられない旨を答えている。⁽³²⁾ 松方はここに至つて超然主義の原則を前面に打ち出した対応を示したわけだが、これによつて政府・進歩党の手切れは時間の問題となつた。

野村は三十日、松方から楠本への回答を聞いて「満足ヲ表」⁽³⁴⁾したが、三十一日、その日記に「苟モ天皇ノ大権ニ關スル國務大臣ヲシテ一部政黨員ノ意ニ応シテ進退スル如キハ余断シテ為スベキコトニ非スト決意セリ」と書き、四ヶ条要求第一条は超然主義の根幹に関わる問題であるとの認識を示した。

6

こうした中、かねてから隠頭していた伊藤入閣、政権禅譲構想も最後の段階を迎えていた。十月下旬の半ば、松方は伊藤と会談したが不調に終り、該構想は大きく後退した。十月三十日付伊藤宛伊東書翰に見える大隈の言葉に拠れば、

伯〔松方〕の話に依れば伊藤侯は頗る冷淡なるが如く相聞へ何分信する能はざる程に感したり。其故は当日午前余〔大隈〕が侯を訪問したる時の如き、侯の意向は大に頼母敷覚たれば十分の望を属し居たるに、松方伯の口振にては殆ど全く意なきもの、如くにて半信半疑なりしかば、伯とも打合の上今一応岩崎男を以て確かめんとしたるも、岩崎は最早此上は微力の堪ゆる所にあらずとて辞退したれば、大石を金沢へ遣す事となれり。而して大石

の復命する所に依れば松方の云ふ如く無下に拒絶したる次第にもあらず、其上伊藤侯の深慮の辺も御尤に相聞へ、直に入閣を促すの却て無理なることも略々了解するを得たり。

とある。大石が伊藤を往訪したのは二十七日のことである。

松方は伊藤に實際上拒絶されたとしているが、大隈や大石はそれほどではなかったとしている。斯かる段差はいづれより生じたものであろうか。野村は十一月五日の日記に西郷海相の談として左の如き觀察を示している。

松方ヨリ発言ニテ過般伊藤侯ヲシテ総理タラシメント欲スルノ意アリ、此意国家ノ為メ公平ナルコトヲ感シ之ニ同意スルコトヲ海相答ヘタル由。因テ松方、之ヲ尚ホ樺・高岡相ニ謀リシテ^(三)両相亦同意ス。只松方ヨリ直接ニ伊藤ニ談スルトキ其議纏マラザレハ終ニ松方自ラ退クトイヘル如キ場合ヲ生スルアランヲ恐れ、西郷又ハ黒田ヲシテ其意ヲ伊藤ニ通スルヲ好トストノ意見ナリシ由。折柄岩崎弥之助、松方ニ面セシトキ、松方ヨリ岩崎ニ托シテ其意ヲ伊藤ニ通ス。之ニ由リ伊藤出京シ松方ト面晤シテ之ヲ拒ミ終ニ其事止ミタル趣ナリ。西郷ハ伊藤ノ大磯ヨリ出京セサル前、即廿三日ニ出立シテ呉港ヘ到リシニ、其談右ノ如ク破談トハナレリ。

右に従えば松方にはもともと真に伊藤に政権を禪譲する意図は乏しく、大隈の繋ぎ止め、伊藤の牽制のために伊藤入閣交渉に当っていたものと考えられる。「野村日記」九月二十二日条に「伊藤ヲ忌ミテ以テ之ヲ束縛セン」とするものが本音であったのであろう。しかし、進歩党との関係悪化に伴い大隈繋ぎ止めの効果は薄くなり、また伊藤との交渉がこじれた場合、伊藤派を敵に回して政権崩壊につながる危険も出て来た。松方は右様に判断して交渉打ち切りに傾

いたのではあるまいか。とすれば、伊東書翰の大隈談に見える、松方の言う伊藤の「頗る冷淡なる」態度とは松方の本音を看取した伊藤の態度であり、一面、松方の真意を反映しているとも考えられるのである。

他方、伊藤は大隈・大石に対しては含みのある返事をしているが、これは松方政権退陣後の展開に向けて選択の余地を拡げておきためだったのでないかと考えられる。

二十八日、大隈は参内して明治天皇に伊藤との会談の経緯を報告した。曰く、⁽³⁶⁾

伊藤は素より入閣を望むものには無之も、国家多事の際独り閑遊を肆にするは聖意に対し奉り候ても恐多き事なれば、或る場合に於て辞退のみは不仕候へとも、今日自分入閣の為に全内閣の動揺を招き、己れ其種因となる如きこと有之候ては亦上を煩し奉るの恐あり、伊藤は国家の前途に付き憂を同するものに候へは無論援助を吝まずとの事に候へとも、目下の入閣を促さる、は右の理由に依り何分承諾難致との意にて松方の云ふ如く冷淡に勿ねつけ候次第には無之、而して現在の形勢既に日に非なるに於ては何とか刷新の道を計らざるへければ、此際松方を召され伊藤との話合の顛末を御聞取被遊され御聖断奉願候外無之、唯今の儘にては臣は遂に骸骨を請ひ奉らざるを得ずと信する趣申上たるに、尤の儀なれば早速松方を呼出し聞取るへしとの御沙汰ありし。

大隈の奏上によれば、伊藤も「野村日記」に見る西郷の解説と同様の理由を挙げ入閣を辞退している。伊藤は努めて松方政権に敵対的になったという印象を与えまいとしているようだが、少なくとも非協力的であることだけは確かかなように思われる。一方、大隈は伊藤の辞退の事情を代って奏上したことに象徴されるように、伊藤と友好関係にあることを匂わせる表現を随所に織り込んでいる。松方政権退場後の伊藤との提携を念頭に置いてのことであろう。

實際、翌十月三十一日付伊藤宛伊東書翰には伊藤の大石への言葉として「目下の事は当局者に於て相当の手段を取るの外なかるへし。将来の關係に付ては互に十分の考慮を費し而して後ち討究審按意見の合ふものは行ひ、合はざるものは迭に讓歩し以て大政の運行を因らざるべからず」と見え、伊藤が松方政権を見放す一方、近い将来の大隈・進歩党との提携を強く示唆する記述が見えている。この伊藤の談話は「大石も能く了解致し候と相見へ、大隈へも十分に吹き込み、大隈も亦之れあるが為に決意を強く致し候半」と伊東は観測している。つまり大隈は、伊藤が松方政権を援助する意思が無いことを知るとともに、次期政権として伊藤・大隈連立政権を想定しているものと判断して、松方離れを一層強めたということになる。

こうして半年近くに亘つて続いて来た伊藤入閣・政権禪讓問題は、大隈の奏上によつて幕を閉じた。すでに松方政権との手切れを決めた大隈・進歩党にとつてこの問題を介して主導権を握るといふ妙味は薄れていたし、伊藤との連立政権を作る方が余程現実性が高かつた。實際、伊藤はこうした言質を大石經由で大隈に与えていたのである。一方、伊藤はすでにポスト松方に照準を合わせており、フリーハンドの確保を望んでいた。但し伊藤は進歩党のみと次期政権について接觸してはいたわけではなく、自由党からも打診を受けていた。³⁸伊藤の真意は自由・進歩の二大政党と与党とする全党参加型超然主義内閣の実現に在つたようだが、この時点ではそれは明示的には表われていなかった。他方、松方は進歩党との關係が破綻した以上、大隈の主唱する伊藤入閣に義理立てする必要は無かつたし、成功しても政権を捨てるかフリーハンドを小さくするだけのこの構想に拘泥する必要も無かつた。交渉がこじれば伊藤を明確に敵に回す可能性もあつたし、松方自身が、伊藤がすでに松方を見限つてゐることを看取してゐた可能性も高い。斯くして三者三様に、伊藤入閣・政権禪讓工作を続行する意義は失われ、この工作に終止符が打たれたのであつた。

註

- (1) 明治三〇年五月二四日付伊藤宛伊東書翰（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書二』〈塙書房、昭和四九年〉三五七―三六〇頁）。以下史料中の年号「明治」を略す。
- (2) 三〇年六月（日付欠）の伊藤宛伊東書翰（『伊藤博文関係文書二』三六〇―三六三頁）。
- (3) 三〇年七月八日付伊藤宛伊東書翰（同書三六三―三六六頁）。
- (4) 同書三六七頁。
- (5) 第一次松方内閣期末期に伊藤は同様の入閣要請を受け対応に苦慮した（拙稿「第一次松方内閣の崩壊（その4）（その5）」『聖心女子大学論叢』七四、七五所収）参照。
- (6) 三〇年九月一三日付伊藤宛伊東書翰（『伊藤博文関係文書二』三六七頁）並に同日付伊東宛伊藤書翰（憲政資料室所蔵「伊東巳代治関係文書」）。
- (7) 「野村靖日記」。
- (8) 樺山愛輔『父、樺山資紀』（私家本、昭和二九年）一一五頁。田村順之助ら新自由党の離党は樺山の工作によるという（同書一〇八頁）。
- (9) 二九年一月二二日付伊藤宛伊東書翰（『伊藤博文関係文書二』三七八頁）。同書の年代推定は誤り。
- (10) 薩藩史料調査会編刊『鹿児島県政党史』（大正七年）二七三頁。熊本出身の古荘嘉門（国民協会）は高嶋の幕僚という。
- (11) 江木千之の表現を借用したのだが、江木はより広範囲に使っている（江木千之翁経歴談刊行会編刊『江木千之翁経歴誌上巻』（昭和八年一七三頁））。
- (12) 註5参照。
- (13) 「野村日記」三〇年九月二日条。
- (14) 「野村日記」三〇年一〇月一日条。
- (15) 「野村日記」三〇年一〇月二三日条。
- (16) 「野村日記」三〇年一〇月一五日条。
- (17) 緒言参照。

- (18) 『進歩党党報』第九号三―五頁。
- (19) 『進歩党党報』第一〇号三―一〇頁。
- (20) 『進歩党党報』第一一号四―六頁。
- (21) 『時事日記』一〇月一四日条（『進歩党党報』第二三号三九頁）。
- (22) 『野村日記』三〇年一〇月二二日条。
- (23) 『内閣制度百年史編纂委員会編』『内閣制度百年史・上巻』（大蔵省印刷局、平成三年）一四七頁。
- (24) 註22参照。
- (25) 『進歩党党報』第一四号二五頁。
- (26) 『進歩党党報』第一三号一―四頁。
- (27) 『進歩党党報』第一四号二五頁。
- (28) 『野村日記』三〇年一〇月二六日条。
- (29) 『野村日記』三〇年一〇月二七日条。
- (30) 憲政資料室所蔵『松方正義文書』九四―三三八（三四六―三四七頁）。「松方文書」は筆者が読解したものを底本としたが、大久保達正監修『松方正義関係文書七』（大東文化大学東洋研究所、昭和六一年）での所在頁を（ ）内に併記した。若干の異同がある。
- (31) 三〇年一〇月二九日付黒田宛松方書翰（『黒田清隆関係文書』六三―四〇）。「黒田文書」の数字は北泉社版マイクロフィルム番号。原蔵は鹿児島県歴史資料センター黎明館。
- (32) 『進歩党党報』第一四号二五―二六頁。
- (33) 超然主義の定義と類型については拙著『藩閥政府と立憲政治』（吉川弘文館、平成四年）参照。
- (34) 『野村日記』三〇年一〇月三〇日条。
- (35) 『伊藤博文関係文書二』三六七―三七〇頁。
- (36) 同右。
- (37) 『伊藤博文関係文書二』三七〇―三七二頁。

(38) 三〇年九月一六日付伊藤苑板垣書翰(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書三』(塙書房、昭和五〇年)四一、四三頁)。

第二節 内閣改造問題

1

十月二十九日、松方首相が進歩党の四箇条要求を全面拒否した結果、政府・進歩党の提携解消は目睫の間に迫つて来た。松方は三十一日、黒田に書を寄せ「本日進歩党之者共過日拙者之返詞覚へ書に對し會議之上是より政府提携は断絶縁を絶つ事に相決可申趣、旁幸ひ之都合に御座候」と、寧ろ進歩党との手切れを歓迎する旨を報じた。

進歩党はこの日、午前九時から本部で常議員会を開き、松方の回答に対する返答を検討した。席上、楠本が交渉の経緯を報告し、次いで楠本から、新聞紙上に松方への申し入れが漏れたのは「我等の慨然止む能はざる所」とした上で「蓋し事既に公然の問題となりたる以上は閣下之が決答を謝絶せられたるは、宰相の所為として我等之を当然なりとす。若し夫れ閣下が昨年中外に発表せられたる宣言を實踐し、共に目的を達せらるゝ事は敢て閣下に疑はざる所なり」と、松方の立場に配慮しつつ合意履行を求める答書案が提出された。楠本はなお提携の継続に執着していたわけだが、これに対して犬養毅から提携の断絶を前提とする対案が提出された。

討論、採決の結果、楠本案には長谷場純孝の他、賛成者が無く、犬養案(大竹貫一の提案で末尾を一部修正)が長

谷場以外の全員（二十一名）の賛成で採択された。⁽²⁾ 曰く、

謹啓 過日余等が閣下に対して陳述したる要領の端なく世間に漏洩したるは余等の深く遺憾とする所なり。

然れども其漏洩と否とは単に手統上の齟齬に過ぎず、余等敢て望む、閣下此の如き区々手統上の末節に拘はり國務大臣の職責を誤らざらん事を、今に及んで言はんと欲する所唯是れのみ、閣下幸に之を諒せよ。

松方正権に対する事実上の絶縁宣言と見做してよいであろう。この答書は交渉委員の名前で久保勇首相秘書官を通じて松方に送られたが、これを得た松方は黒田に「是は断然政府と提携相絶つ之手段に有之候趣、誠に幸ひとも可申歟、是迄余り勝手自儘之事而已に申唱候儀も不尠、能き時宜と存候」⁽³⁾と書き送った。すでに肚を固めていた松方は、答書を藩閥の主体性を回復する好機とする認識を示したのである。

この日の午後、進歩党は常議員会を統開し「現内閣に対する我党の去就問題」を討議した。大竹貫一が「我党は既往の成績に徴し現内閣に信任を置く能はず」、犬養毅が「我党は断然政府と提携を絶つ」との案を提出し、ここでも長谷場純孝が「熱心なる反対」を繰り上げたが、犬養毅が採択された。これに基づいて大会議案たるべき宣言書草案が起草されることとなり、尾崎行雄、大竹貫一、犬養毅、柴四朗、中村弥六が起草委員に選ばれた。⁽⁴⁾

こうした中、伊東は十一月一日、伊藤に「隈伯之決心は最早動かすべからず。五日後には必らず公然勇退可致と大石へも相洩し候由に御座候（小生面会之時迄は大石へも其事は洩さ、りしやに被存候）。今日に至り万一にも隈伯躊躇之形迹を示し候はは、殆と政治上之自殺に同じき窮途に可陥に付、彼も其位は相考居候事と存候。昨夜林有造来訪、今後の成行等も有之候に付、此際全党静肅を旨とし軽率之言動を為さ、る様深く注意、彼も至極同感を表し候次第に

有之候⁽⁵⁾と書通した。伊藤派では大隈退陣による松方政権崩壊加速を期待しつつ、伊東—林ルートを通じて進歩党のみならず自由党にも触手を伸ばしつつあったのである。

十月三十一日の提携解消の決定に基づき、進歩党出身の高級官僚は聯袖辞職を申し合わせ相次いで辞表を提出していたが、十一月二日に至って政府は外務省参事官尾崎行雄、農商務省商務局長箕浦勝人、同鉱山局長肥塚龍、同山林局長志賀重昂を懲戒免職とした。四人が三十一日の進歩党常議員会に出席して反政府的行動をとったのは官吏服務規律に違反するというものである。大蔵省参事官武富時敏、外務省通商局長高田早苗は依願免官となり、山形県知事菊池九郎、愛媛県知事室孝次郎、福井県知事波多野伝三郎も辞表を提出した。⁽⁶⁾政府が進歩党の挑戦を正面から受けて立つたため、事態はいよいよ切迫して来た。二日、大隈外相夫人常子は官舎を引き払い、大隈外相の辞任も時間の問題となった。⁽⁷⁾

この日、進歩党は常議員会を開き、起草委員が作成した「吾党は既往の事蹟に徴し現内閣は其宣言を実行するの誠意なきものと認む。因て自今提携を絶つ」との宣言案を審議した。長谷場が「現内閣猶ほ宣言を実行するの望あり」と反対し、丸山名政がこれを支持したが、採決の結果、賛成十八対反対三で原案は可決された。十一月四日には代議士総会が開かれ宣言案が諮られた。長谷場はここでも提携断絶に反対し、島田三郎や丸山名政が執行部の責任を追及した。採決の結果、賛成五十六対反対三で原案が可決された。⁽⁸⁾

2

十一月二日朝、松方は大隈を訪ね進退について確認したが、大隈は「其意決スルモノ、如キ由⁽⁹⁾」であった。大隈の

外相辞任が必至なので、松方周辺では後任人事が本格化し、候補は黒田清隆が推す西徳二郎枢密顧問官（前駐露公使）に絞られた。この間の経緯は別稿「黒田清隆の対外認識―西外相期を中心に―」⁽¹⁰⁾で述べたので再論しないが、十一月五日夜の松方・西会談の結果、西は「乍不肖其式に至り候は、御受可致」⁽¹¹⁾と、外相就任を受諾した。

一方、十一月四日午前、松方は三田綱町の自邸で西郷海相を交えて大隈外相と最後の会談を行なった。しかし、その内容は「唯々大隈伯之決心之次第陳述候而将来共我々共之間は別而私交迄別に異り無之様致度望之趣とも懇々承り、拙夫におひては実に遺憾而已ならず事情におひては難黙止次第なられども、拙夫は断然残り微力充分相尽、斃れ而止む迄に決心之事共相咄」⁽¹²⁾という儀礼的なものに終った。西郷が翌日野村に語った所によれば、大隈は「此際其進退ハ毛頭進歩党ニ関スルコトアラス。只其身不具ナルカ為メ不自由ニ困却シ、且其身朝ニアレハ随ヒテ世間不穩ノ状ヲ呈シ国家ノ為メ良シカラス」を辞任の理由として挙げたと言う（「野村日記」二月五日条）。

十一月六日、大隈外相は辞表を提出し、直ちに受理された。兼任していた農商相と併せ二つのポストが欠員となったが、外相には同日、すでに就任を内諾していた西徳二郎が親任された。松方はこれを機に蜂須賀茂韶文相の更迭（枢密顧問官への転任）を執行し、内閣改造による政権再強化に乗り出した。

3

この内閣改造で最大の焦点となったのは、実は水面下で進められた農商相人事であった。松方は国民協会会長・品川弥二郎（長州）を農商相に起用し、国民協会を与党化しようとして試みたのである。それは後述する星亨起用問題―由党与党化工作と併せて、衆議院において新しい多数派工作を行なおうとする試みの一環でもあった。

品川起用の構想がいつからあつたのかは今審かにし得ないが、この動きが顕現したのは十一月六日である。「野村日記」同日条には、

是日外務大隈ノ辞表提出セラル。表中閣僚ノ統一ヲ欠キ不敏ノ才恐レ入ルノ文意アリ。総理大臣ノ言フベキ辞柄ナリ。頗ル具体ヲ失ヘルモノト云ベシ。西顧問官其後任ニ命セラレ、又蜂須賀文相ハ枢密顧問官ニ転シテ其後任浜尾氏ニ命セラレル。農商務ハ未タ決定セス。蓋シ本日午後一時ヨリ西郷海相自ラ品川子爵ノ邸ヲ訪ヒ其任命ヲ勸メタレトモ、品川ハ其素志入閣ヲ欲セス、又家内病人等ノ故ヲ以テ強テ之ヲ辞ス。西郷不得止シテ帰閣ス。正二四時ヲ過ク。

「家内病人」とは永年胃疾に苦しむ品川夫人静子のことである。品川は愛妻家として知られ、自ら「看護夫やじ」などと称して夫人の療養を助けて来た。

品川の入閣辞退は家庭の事情もさることながら、野村が「其素志入閣ヲ欲セス」と記したように、その主因は政治的事情にあつた。品川はこの日、山県有朋に左の如き書状を送っている。

さて今夕西郷大臣突然来りて農商務之跡釜掃除をして呉れと閣員一同之使にて来りたりとの事にて、種々の行掛り等も内談有之、火の中に飛びこむと思ひて奮発しくれとの事にて有之候得共、今日多数政^ツ紀の世の中、若年を引き込むの必要と、やじが性質上今日に不適當なる事と、多病にてかんしやくは日に月に募り勝ちなる事との三事を以て閣員諸君之御見捨なく御厚情は万々難有感佩せしも、とても御任に堪へずとて四字間計り之押し問答に

て終に西郷も使命を全せずして相別れ申候。

品川が西郷に述べた「やじが性質上今日に不適當なる事」とは、具体的にどのような事情を指すのであろうか。それは後述の如く、品川や彼を戴く国民協会の中核たる熊本国権党の奉ずる「三角同盟論」とも関係していたのではないかと考えられる。

安達謙蔵は同年三月以来、外遊中の佐々友房に代つて熊本国権党の指導に當つていたが、十一月十三日、品川から入閣拒絶の書報を得て「根本的議論でなく単に閣下に御入閣を勧告したとは薩人の深謀遠慮なきに喫驚仕申候。私の所謂根本的議論とは、真に胸襟を開いて薩長調和の大根本に向て大斧を用ひ、篤と将来の事を堅約する事にて、入閣問題の如きは仰も末なる事と相考申候。閣下の御応諾無き、当然の事にて御高翰を拝承、大に安神致申候」と返書している。国権党では第二次伊藤内閣後期政権を長州閥と自由党、第二次松方内閣を薩摩閥と進歩党の連立政権と見て批判的な態度を持していたが、一面では「薩長の再聯合成就を確認したときは、我党は応援する事に躊躇せざる事」という立場を執っていた。これがいわゆる「三角同盟論」であるが、これには品川も支持を与えていた。⁽¹⁶⁾

然るに西郷海相の説得は三角同盟を前提とするものではなく、寧ろこれを遠のかせるものであった。結局のところ衆議院での多数派工作の一環に過ぎず、国民協会や国権党と政策上の擦り合せを行なうものでもなかった。品川は未だ松方政権の行方を見定めることが出来ず、協会の去就を決め兼ねていたが、短命が予想される政権への入閣によつてフリーハンドが小さくなり、場合によつては政治的打撃を受け兼ねないことを嫌つたのであろう。因みに品川は十一月二日付安達書翰への返書中に増税問題について「大洞峰に静坐して其時機を外す、一発之砲はドチラカへ向て発つべし云々」と書いていた。⁽¹⁷⁾ 情況によつては増税法案に反対することもあり得るとしているのだが、積極財政・軍備

拡張のための増税は熊本国権党が三十年夏に党議決定したところでもあった。実際、第十一議會において国民協會は自由・進歩兩党とともに内閣不信任決議案を提出しているが、品川は松方政權の延命に手を貸さず、敢て国権党の意向に背いて増税に反対しても松方政權の命脈を縮めることも選択肢に入れていたのである。

然らば、品川や国権党が望んでいた政權とは如何なる形態のものであろうか。品川はこの年の末、政変に際して帰国した佐々に対し「芽城將軍を起す之機になれば国家之将来少しく望み有之事」⁽¹⁸⁾云々と書いている。山県を首班とする長州閥と薩摩閥、そして国民協會の三角同盟政權を期待していたのであろう。安達はまた「国民協會を中堅として自由党と合同会とを左右に提げ得る内閣を組織したき理想有之申候」⁽¹⁹⁾と、積極主義を容認する三派の、全党参加型超然主義を実現し得る政權を想定していた。

4

品川が農商相就任を峻拒したので、政府は新たな人選を迫られた。因みに品川は西郷に代りの候補者として、

実業家に手を入れて総撰挙に準備するとか申事を目的なれば前田正名。

東北之人物を挙げて同地人氣をとり、随て進歩党之感情を万分の一も和らぐるとの事なれば富田鉄之助。

又長州人を入れて薩長の釣合をとるとの事なれば曾根^{そね}が可然、青木も居れば桂もあり、白根は大に快復。

と、六名を挙げている。前田(薩摩)は貴族院議員で元農商務次官、富田(仙台勝派)は貴族院議員で元日銀総裁、

東京府知事である。曾禰荒助、青木周蔵、桂太郎、白根専一は品川・山県に近い長州人で、富田を除き藩閥の第二世代乃至これに準ずる世代に属する人々である。品川は西郷に「若年を引き込むの必要」を述べたが、実際に実務型の若手の起用を考えていたことが判る。⁽²⁰⁾長州人起用による薩長均衡が最も望ましい選択肢だったのであるが、可能性は小さいと見ていたらしく列挙に止まっている。品川本人が入閣を拒んだのは前に見た通りである。

また、品川は比較的实现性の高かった親協会系古参地方官（山田信道、安場保和、松平正直、北垣国道など）の名を挙げていない。やはり本心では松方政権への関与を望んでいなかったことを示すものであろう。後述のように後任農商相には山田が就任するが、その際、協会では若干の物議を醸している。

さて、長州閩山県系の代表格で入閣している野村通相は五日以来頻りに桂太郎の農商相起用を勧めていた。しかし、閣僚中には「後備ニ入ルヲ以テ必ラス当人之ヲ請クマジ」と、桂は大臣就任のために現役を退くことは欲しまいと難色を示す者があり、打診までには至らなかった。

野村の周辺では枢密院書記官長平田東助が後任農商相を国民協会に近い筋から出そうと活動していた。十一月七日付野村宛平田書翰⁽²¹⁾に曰く、

農商務は昨夜西郷富士見町〔品川邸〕へ来訪之顛末御承知可被成候通に有之、成功は固より無目的候得共、愈々斯くと前知せは今少は予備之方法もありしものと今更遺憾に被存候。就ては愈々安場に落候や、西郷は不同意之旨に候由故、或は曾禰又は山田に落ち不申候や、御模様御内洩奉願候。此の兩人之中に候はゞ大分望は可有之存候。

平田が品川と安場保和を最善候補、曾禰荒助と山田信道を次善候補と考えていたことが知られる。安場は北海道長官・貴族院議員で元国民協会幹事長、曾禰は前駐仏公使で元国民協会幹事、山田は京都府知事であった。安場と山田は熊本藩出身で国権党のシンパであり、清浦法相とも同郷の關係で親しい。平田は大浦兼武熊本県知事（薩摩）とも頻りに連絡をとっていた。⁽²³⁾大浦は第一次松方内閣期に内務省警保局主事として国民協会の成立に関与しており、熊本県知事として国権党に深く関わっていた。

さて、西郷から品川辞退の報を得た松方首相は六日夜、閣議を開き、代替候補として安場・山田を選び、天皇の意向を諮ることとした。七日、松方の報告を受けた明治天皇は、安場は着任以来日が浅く、道政に懸案があるとして山田を選んでいる。十一月七日付黒田宛松方書翰に曰く、

農相之儀は昨夜閣議之通今日参内奉伺候処、安場は近頃彼之地拝命に而、官制等も変更之折ゆへ山田之方可然との事に御内定相成候故、直に山田へ電信を以申進候処、九日には上京すとの返電唯今相達申候付、定而御受は可有之事と相信し申候。

野村も七日、松方から農商相後任について「山田ニ決スル」⁽²⁵⁾旨の報知を得ている。

松方が品川に続いて安場・山田を候補とし、山田農商相を実現させたのは、来るべき第十一議會における国民協会の支持を期待してのことと思われる。政官界に小さからぬ勢力を有する旧熊本藩出身者に期待するところもあったであろう。

しかしながら国民協会の一翼を担う熊本国権党は期待ほどには好意的反応を示さなかった。十一月九日付品川宛宛

達書翰に曰く、⁽²⁶⁾

山田信道男農商務大臣となる。今後政府は熊本人を味方にする事を務るか、と遙想仕申候。此際に処して私共の言語動作は最も慎重を要す事と被察候処、私儀は左の答弁を以て此の境遇を切り抜くる筈に御座候。

一、国権党は歴史あり方針あり、故に山田男が入閣したりとて直に全然政府に同情を表する事能はざる事。

二、相変わらず従来の軌道を踏み、朝野の間に独立し事実問題によりて賛否を決する事。

三、薩長の再聯合成就を確認したときは、我党は応援する事に躊躇せざる事。

安達によれば、協会系要人たる山田の入閣に関わらず、松方政権の現状は国権党、言い換えれば協会で党化の必須条件である「薩長再聯合」を充ておらず、国権党は従来通り是々非々主義たらざるを得ない。これは国権党の上部団体ともいべき国民協会についても同様であり、安達は「先日平田東助氏の手書によれば（大浦氏宛）、国民協会は不相変対政府の位地を側面に置く事特策にて、此事には品川子爵も同意見と有之申候。私も該紙面を一見、直に賛成を表し置き申候」と書いている。

安達によれば、協会系要人である大浦兼武熊本県知事のように「一層同盟策は急なる気味」の人物もあり「中堅に切り込み御親兵となりたし」とする動きもあるが、安達の見るところでは「現内閣の政略上先づ国権党の向背を探ぐり、然る上にて国民協会を引ずらんかとの野心」があるかも知れない。しかしながら「主義、歴史、方針ある団体の動静は容易に従来の軌道を変ぜざる事特策に付、私は前陳三項の方針にて側面の位地を保つ事最も必用」と考える。このように与党化を焦り協会、国権党の本質を損なうのは不得策だが、同時に「協会員が種々の感情に支配され、進

歩党乃至其他の団体と同一方針を執りて進退する事は協会の為め大た不特策なる而已ならず、協会の本領と矛盾するかと愚考」する。是々非々主義をとる国益本位の責任政党たる国民協会は政權爭奪のために、或は党派的に行動してはならないのであり、「中央新聞流のヤリカタは御敵制被為遊候様伏而願上申候」ということになる。³⁰ 協会の有力者大岡育造の率いる『中央新聞』は猛烈な松方政權攻撃を展開しており、それは「私共理想の再聯合に幾分障得と相成るには非ざるかと氣遣」³¹ われるほどであった。

右に見たように、山田起用が国民協会・熊本国權党の誘引を狙っていたとすれば、それはさして実効を挙げ得ないものであった。しかし、国民協会や親協会系勢力も執るべき路線について相違・矛盾を抱えており、決して一枚磐とは言い兼ねるのであった。

5

さて、十一月六日には農商相人事と並行して蜂須賀茂韶文相の枢密顧問官転任、帝国大学総長・貴族院議員の浜尾新の文相起用が行なわれた。品川は「蜂須賀を枢密院に入れて加藤博士か浜尾かを大臣にするとの談」を西郷から聴いており、加藤弘之前帝国大学総長と浜尾の二人が当初候補に挙がっていたらしい。品川は「真にあきれ申候得共、至極よき御考なるべし。兩人とも教育上には積年の功勞効³²經驗もあれば世間の異論もなかるべし」と西郷に答えている。行政経験の無い学者文相の起用にはいささか驚いたようだが、輿論受けもよく、一定の成果も期待出来ると一応は評価しているのである。

しかしながら蜂須賀文相の更迭は、文部省の藩閥官僚に小さからぬ衝撃を与えていた。十一月六日夜、文部次官都

筑馨六（伊予西条Ⅱ井上馨の女婿）は野村逋相に「辞職ノ意決然タル色」⁽³⁵⁾を顕わしていたが、平田は七日、野村に「文部之更迭は実に意外に有之、殊に浜尾とは更に又一驚を喫申候。斯く相成候ては都築之境偶に一変を来さ、るへからざる結果に有之、如何之決心に可有之候や。久保田讓に内定せりなど申説も有之位に候得共、小生は此際忍て踏止り衝突迄行方得策と存候」と書いていた。当時、政党に批判的な閣僚の更迭―「伴食征伐」が噂されており、蜂須賀文相の更迭はこれに関連するものと見られていたものようである。

七日午後、野村は松方に書状を送り、「文部都築・安広等辞職ノ意決スルアララ告ケ、此際平穩ノ手段注意必要ナルコトヲ報道」⁽³⁵⁾した。安広伴一郎（福岡）は文部省普通学務局長で山県に近い。

十一月九日、西・浜尾の両新大臣を迎えて定例閣議が開かれた。席上、樺山内相から「地方官へ訓令ノ文意」が諮られた。野村は「条項口上ヨリモ実事ヲ以テ示シ人心ヲ一定スルヲ要ス。故ニ此際若干地方官更迭アルヲ以テ自ラ内相ニ於テ其推薦アルベキモ、希クハ其撰ヲ慎マレンコトヲ」と、政党系地方官の採用を行なわないうように求めた。野村は樺山が政党への融和人事を行ないかねないを見ていたのでであろう。このとき、西新外相が「党派臭キモノハ一人モ採用セヌヲ望ムト断言」したので、野村は日記に「余ノ悦知ルベシ」と書いている。

なお、この日の閣議では都筑文部次官らの進退が諮られたらしく、野村は「此夜都筑ヲ招キ本日其進退ニ関スル閣議ノ意ヲ伝」⁽³⁶⁾えている。「都筑亦敢テ之ヲ拒マズ」とあるので、野村は都筑慰留を依頼されていたらしい。一旦は辞意を翻すかに見えた都筑だが、翌朝再び野村のもとを訪れ「此際一旦辞職シテ再ヒ外務ニ奉命シタキ」意向を伝えた。野村はこれに同意し、直ちに西を訪ねてこれを伝達している。⁽³⁷⁾都筑は十二日に辞任し、外務省参事官に任ぜられた。安広は十六日に辞任している。

大隈の退陣は外相・農商相・文相の三ポストの人事を呼び起こし、内閣改造の契機となった。松方は西の起用で黒

田との紐帯を強化し薩摩閥を固める一方、農商相人事では国民協会・熊本国権党の取り込みを企てた。しかし、農商相人事は国民協会・熊本国権党の与党化をもたらさず、文相人事もその意図が那邊に在ったかは措き、却って文部省内に波瀾を惹き起こした。だが、松方・樺山らはこの後、政権を再強化すべく、自由党に接触し、連立組み替え工作を試みるのである。

註

- (1) 『黒田清隆関係文書』六三一―二四。
- (2) 『進歩党党報』第一四号二五―二七頁。
- (3) 三〇年一〇月二日付黒田宛松方書翰第二信（『黒田清隆関係文書』六三一―二六〇）。
- (4) 註2参照
- (5) 『伊藤博文関係文書』三七―三七二頁。
- (6) 『進歩党党報』第一四号三三頁。
- (7) 三〇年一月二日付伊藤藤宛鮫島武之助書翰（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書五』（塙書房、昭和五一年）九六頁）。
- (8) 『進歩党党報』第一四号二六―三二頁。
- (9) 『野村日記』三〇年一月二日条。
- (10) 『年報・近代日本研究』一七。
- (11) 三〇年一月五日付黒田宛松方書翰（『黒田清隆関係文書』六三一―六九）。
- (12) 『黒田清隆関係文書』六三一―六八。
- (13) 憲政資料室所蔵「山県有朋文書」写真版。
- (14) 尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会編『品川弥二郎関係文書―1』（尚友倶楽部刊、山川出版社制作・発売、平成

- 五年) 一三四～一三七頁。
- (15) 三〇年一月九日付品川宛安達書翰(同書二三二頁)。
- (16) 三〇年一月五日付品川宛安達書翰(同書二三〇～二三二頁)。
- (17) 註15参照。
- (18) 三〇年二月二十九日付佐々宛品川書翰(憲政資料室所藏「佐佐友房関係文書」五六～三六)。
- (19) 三〇年一月二十九日付品川宛安達書翰(品川弥二郎関係文書1) 一三七～三二九頁。
- (20) 註13参照。
- (21) 「野村日記」三〇年一月六日条。
- (22) 「野村靖文書」二二～一四四。
- (23) 註15、16参照。
- (24) 「黒田清隆関係文書」六三～一八。なお宮内省臨時帝室編修局『明治天皇紀 第九』(吉川弘文館、昭和四八年) 三三七頁参照。
- (25) 「野村日記」三〇年一月七日条。
- (26) 註15参照。
- (27) 註16参照。
- (28) 註15参照。
- (29) 註16参照。
- (30) 以上、註15参照。
- (31) 註19参照。
- (32) 註13参照。
- (33) 「野村日記」三〇年一月六日条。
- (34) 註22参照。
- (35) 「野村日記」三〇年一月七日条。

(36) 以上「野村日記」三〇年一月九日条。

(37) 「野村日記」三〇年一月一〇日条。

第三節 連立組み替え工作

1

松方首相と樺山内相は内閣改造の直後、自由党との提携工作に着手した。自由党九州派の松田正久や元立志社員で石川県知事の古沢滋（土佐リ井上派）が樺山内相の内命を受けて接触到携わつたと伝えられる。

これまで松方政権と自由党の提携交渉は専ら「伊藤博文関係文書」の伊藤博文宛伊東巳代治書翰によつて語られて来た。しかし、伊藤と伊東はともに直接の当事者でなく、伊東情報には不確かな伝聞も多く、彼の知り得なかつた多くの事実も伏在している。ここでは松方・野村・黒田ら政権中枢の人々の史料をも参看しながら検討し直してみよう。提携交渉が終局を迎えつつあつた十一月二十二日、野村通相は松方首相兼蔵相を大蔵省に訪ねて今後の方策を問ひ質したが、このとき松方は交渉の経緯を野村に明かしている。「野村日記」同日条に曰く、

其大要ハ、過ル十一日ノ比ヨリ樺山ハ自由党员松田正久等ト交渉、談稍密ニ涉リタリ。十六日ニ到リ太タ切迫ス。蓋シ当初ハ一、二大臣ノ倚子ヲ党员ニ与フルヲ以テ条件トス。因テ松方ハ之ヲ拒ム。然レトモ自由党若シ其提携

ノ実ヲ挙シトキハ或ハ議會ノ後ニ到リ其望ヲ遂ケサスルコトモアルベシト云ヒシヨシ。

これは第二次伊藤内閣と自由党の提携の前例に倣ったものである。十六日に事態が急進展したというのは、同日付黒田宛松方書翰に「唯今内務大臣入来、自由党交渉之件に付、至急無拗御相談致度、就而は閣下には何卒御光臨願上¹⁾呉度との事に御座候。尤西郷侯、高島子えも申遣相成、右両人も追付入来之事に御座候間、御繰合之上是非御出之程平に拙者よりも分而奉願上候」と見えることから確認できる。また、この書状からは政府側で交渉の中心となっていたのは樺山内相であること、この工作に携わっていたのは薩州人閣僚の松方・樺山・西郷・高嶋と元老の黒田で、いづれも薩州人だったことが知られる。西外相も薩州人だが、会合に加わっていないのは格下の新参者であったからであろう。

松方の回答に対し、自由党側は再度要求を出して来た。「野村日記」十一月二十二日条の後段に曰く、

然ルニ松田等ハ之ヲ甘ンセス、三ヶ条ヲ請求ス。其一ハ此際一大臣ノ椅子ヲ得ル事、其二ハ惣撰挙ノ季保護ヲ得ル事、其三、議員ヲ五百名ニ増加スルノ案ヲ提出スル事ナリ。

この要求については「野村日記」十一月十七日条にも同一の記述がある。因みに前回の総選挙は明治二十七年九月だったので、遅くとも三十一年秋には次回の総選挙が行なわれるはずであった。

松方ハ第二ノ保護論ハ行政上相当ノ処分ハ当然ナルモ金円ヲ与フルコトハ一切之ヲ拒ミ、第三ハ目下承諾ヲ致ス

能ハス、取調ヘザレハ得失ヲ言フ能ハザルニ由ル、而シテ第一ハ事最モ重大ナルヲ以テ之ヲ拒ムト云ヒシヨリ、終ニ樺山ノ意ニテ高嶋・西郷・黒田ヲ自邸ニ会セシニ其議纏ラス、終ニ断然其提携ヲ断ツト云フコトヲ自由党ヘ返答ス。其夜鷄鳴ニ及ヒタリ。

松方が三ヶ条要求に対し全面拒絶に近い回答を与えようとしたのに対し、交渉に当たっている樺山が妥協を図ろうとしていたのが判る。前引松方書翰に見たように、薩州人首脳会談を提議したのも樺山であった。

「野村日記」十一月十七日条によると、野村は同日午後、古沢滋を訪ね「過日樺山ヨリノ依頼ヲ受ケ自由黨員ニ面晤シ其状態ヲ探リ同大臣ニ報告シタルノコトヲ聞」いている。古沢はもと立志社の幹部で初期の自由党の有力者でもあったので、土佐派を中心に知己が多かったため、この任に携わったのであろう。古沢の談によれば「古沢其報告ヲ為ス際、黨員ノ望メル一二大臣ノ倚子ヲ得ント欲スルノ件ニ関シ、樺山ハ言ヲ為シ曰ク、其倚子ハ大藏ノミ空虚ノ現状ナリ、故ニ何トカ工夫ノ出来ヌコトモアルマジトイ、シヨシ」であった。樺山が自由党との提携に積極的だったことが確認出来よう。

2

十六日深更から十七日未明にかけての薩州閥首脳会議でも提携実施の結論が出ず、政府は一旦、自由党に提携交渉打切りを申し送ったのだが、自由党は三たび要求を出して来た。⁽³⁾

然ルニ翌十七日早天、自由党ヨリ再ヒ交渉シ来リタル趣ニテ、樺山ヨリ更ニ一考センコトヲ促ス。依之更ニ西郷・黒田・高嶋及ヒ樺山ヲ会シ商議ス。

ここでも樺山が自由党との提携に執着していたことを確かめることが出来る。

蓋シ最初自由党ハ星公使ヲ入閣セシメ、之ヲ外務ノ任ニ充ント云フニ在リ。樺山ハ自ラ奮フテ西ニ到リ其退閣ノコトヲ云ント欲スルヲ聞キ、松方ハ直ニ馬車ヲ駈テ西ノ邸ニ走リ樺山ヲ呼出シテ之ヲ止メタリ。

樺山は自由党が要求してきた星亨（駐米公使）の外相就任を実現させるため、就任したばかりの西を退任させようという挙に出たのである。樺山の自由党との提携への執念を改めて知ることが出来る。因みに星は十月二十五日、任地米國より帰朝していたが、自由党に戻って松隈政権と対決するための帰國と見る向きが少なくなかつた。⁽⁴⁾

さて、西の外相起用に当っては黒田清隆の推挙、尽力によるところが大であつたことはすでに述べた。その西を樺山が就任後旬日にして退任させようとしたことは黒田をいたく憤激せしめたことは凡そ想像に難くない。十一月十七日の夜、松方は黒田に陳謝と釈明の書状を送つた。⁽⁵⁾曰く、

御懇諭謹而拝見仕候。陳は今夜高島子爵御宅迄罷越、御相談縷々被尽候一条に付、猶亦御懇切被仰示候趣謹而拝承仕候。至極御尤之御沙汰に而小生にも甚困難千万に而、小生より閣下は勿論西男爵に対し何分相談仕候儀は実に汗顔之至に有之候故、小生よりは決而御相談申上候義は無之、於都合は小生は辭職申立候外無之候間、其段御

開置呉候様相答候次第に御坐候。枕山伯は西男爵官舎え被参居候故、小生態と罷越、一応枕山伯も被曳取、官舎え被参たる事に御座候。逆も西男爵は決心強き人物故、甚懸念之事は無限、夫故枕山伯も過刻西男爵え被参、先刻相談は全く取消と相成候義に取究申候付、左様御安心可被下候。

黒田はこの書状の余白に「三十年十一月十七日夜十一時高島子入来、云々余同意セス。首相へ十二時頃書状遣ス。伊ヨリ星へ入閣否ナリ云々、伊一、予二星へハ随分権謀家ト。極機密」と書き添えている。

これらに拠れば大要次のような事情が浮び上がって来る。十七日の夜、松方・樺山・高嶋らは自由党側の申し入れへの対応を協議した結果、星の外相としての入閣に傾き、外相ポストを空けるため西に因果を含めることとした。西の説得には樺山が当り、西の推薦人たる黒田には高嶋が諒解を求めることとなり、同日深夜それぞれ往訪した。ところが、高嶋は憤慨した黒田を説得することが出来ず、黒田は深更を冒して松方に強硬な抗議の書状を送った。黒田は前引書状の末尾に「但し政党屋通例、尤も我新規生乃権謀数術無限、唯々一事之有功を尤も上策と僥倖とのみを都合ならん。決して国家必要の秩序ちしよに至つて殆んど信義なしと云ふべし」と書き加えている。黒田は樺山・高嶋らの行動は全体的・長期的な展望を欠く上に同僚への信義を踏みにじるものとして、これを黙過した松方を激しく非難したのであろう。黒田の剣幕に驚いた松方は急遽、西外相官舎を往訪し、すでに西説得に取り掛かっていた樺山を引き取らせた。松方は西に事情を説明して陳謝し、外相退任要求を撤回しようとしたが、西は気分を害して納得しない様子だった。その後、樺山も西を再訪して慰諭に当り、外相退任の申し入れを完全に撤回することで何とか西をなだめることに成功した。松方は黒田の怒りに対し、高嶋への言葉の引用ながら都合によっては自らの辞職もあり得るので納得し欲しいと聞き直つているので、西退任については松方も関与していた公算が大きい。

斯くして星の外相起用は黒田の猛反対によつて失敗に終つた。黒田に星の起用反対を進言した「伊一」が誰かは審かではないが、黒田の表記法の通例から見て「伊藤」即ち伊藤博文の可能性が高い（黒田は機密書翰で元勳クラスの要人の名前をしばしば伏字にする）。もし「伊一」が伊藤であるとすれば、伊藤は松方政權が自由党との提携で安定するのを嫌つて、助言・忠告の形で交渉を妨げた可能性も否定出来ない。

3

しかしながら、政府・自由党の交渉はこれでは終らなかつた。「野村日記」十一月二十二日条はその後の経過について次の如く伝える。

故ニ終ニ其外務椅子条件ニテ提携拒絶ノ答ヘヲナシタリシカ、更ニ再ヒ交渉シ来リタル意ハ、イツレノ椅子モ撰マス、只閣中ノ一椅子ヲ欲スト云フニ在ルヲ以テ再會議ヲナスニ到リタリ。

自由党側が提携に熱心だつたことが改めて確認出来よう。

然レトモ松方ハ太タ之ヲ賛セザレトモ、会合者ノ勸告已ムヲ得スシテ大蔵ノ椅子ヲ与フルヲ許ス。然シナカラ星ノ大蔵ハ太タ奇ナルヲ以テ、樺・高等ノ発言ニ因リ清浦ヲ大蔵ニ転シテ星ヲ司法ト云フニ到レリ。

松方が兼務している蔵相を提供ポストに使えば、西外相退任問題のように閣僚を進退させる危険は無くなる。しかし、自由党に、しかも行政経験の乏しい星に、予算編成権を握る重要ポストを与えるのは憚られたのであろう。そして、ここでもまた樺山・高嶋が自由党との提携に執着していた様子を見出すことが出来るのである。

併シ松方ハ更ニ発言シテ自ラ之ヲ断決スルヲ為サス、先ツ自由党ノ多数確カニ政府ト提携スルトノ事ヲ定メサレハ不可ナリ、其次内閣員一統同意ナラサレハ不可也、若シ其兩者其確定ヲ為サハ陛下ノ御裁決ヲ何フベシト云ヒシヲ以テ、樺・高之ヲ諾シ余ニハ樺山來談ノ約ヲ為セリト云。

松方が自由党の多数が真に政府との提携を欲しているかについて確認を求めたのは、或は黒田の先の注意によるものかも知れない。「野村日記」十一月十八日条によると、政府側は松方の意を受けて「先ツ党議ヲ決セサレハ其請求ニ応セス」と回答している。そして「若党議ニシテ政府ヲ助クルコトニ多数ヲ得ハ星ヲ司法省ニ任シ清浦ヲ大蔵ニ転セシメン」という肚であつたという。十八日にこのことを松方から聞いた野村が「星ヲ入閣セシメテ議會ノ多数ヲ得ルコト分明ナラハ固ヨリ忍ブベシ。只自由党ニ売ラル、ノ結果、アルハ測リ難シ、此事誠ニ注意セサルベカラズ」と警告すると、松方は「此点ニ関シテ特ニ樺山ニ注意シ置」と答えて、樺山の書状を示した。書状には「確カニ其黨員ノ同意ヲ確カメサレハ星ノ入閣ハ諾セヌト云意」が書いてあつた。

松方は右のように自由党との提携に様々な条件を加え、かなり慎重な態度を示すに至つたが、交渉の主役たる樺山はまたも独走気味の行動を呈した。「野村日記」十一月二十二日条の後続部分には「如斯樺山・高山へ条件ヲ附セシニモ拘ラス、其約ヲ踐マスシテ却テ自由党ヘノ交渉ハ深く進マシメタリ、此際樺山ノ挙措ハ実ニ不審ノ至リ、驚クノ

外ナシトテ松方痛ク歎息セリ」と見える。

樺山がここまで自由党との提携に執着したのは藩閥への忠誠心・使命感もさることながら、自由党との提携を成功させることで政治的主導権を握り、将来的には樺山政権の実現をも展望するものではなかったかと考えられる。樺山は自由党九州派（肥薩派）と連絡があり、新聞紙条例改正を主宰したことは高く評価されて一部には樺山待望論があった。なお高嶋は第一次松方内閣以来、樺山と行動を共にすることでその政治的地位を高めて来たが、自由党との提携についても同党と連絡のある伊東巳代治を訪ね、「自由党に対しても兄之援助を乞ひ度し」「何れ未来は伊藤侯の天下なれば少しく自由党のネヂを戻し置候方可然」などと助勢を求めている。しかし、すでに伊藤と協議を経ていた伊東は「現下の形勢にては小生の力如何とも仕様無之儀は偏に御諒察被下度」と断っている。伊東は松方政権に冷やかであり「現内閣に向て何等好意を有せざるは無論、寧ろ反対を表し候地位に居るは申迄も無之義」というのが基本的立場であった。⁽⁶⁾

4

政府側が自由党側に提携の前提として党議決定を求めたので、自由党では評議員会に諮ることとなった。十一月十八日、伊東は自由党政務委員の林有造から「本日午後より開会すへき筈の自由党評議員会は早くも今午後六時より夜十二時迄の間に於て相催し候迄には林より松田及幹事へ相廻り、兎に角今夕評議會相集り候事だけは内定致候よし」との連絡を受け伊藤に転報している。伊東の觀察に拠れば「自由党は是迄幹事等と樺山との間に種々の内談を重ね居候所、最早少数軟派の間に遊説致候位にては埒明申間敷との見込にて、遂に公然評議院会（評議院）の議に上り候迄に相成候末、

軟説を主張するよりは兎も角十分の条件を以て政府と交渉を試みるも可なりとの意見を出し、多少の同志者も有之より政務委員に於て一応政府と交渉を試み候事と相成、一昨夜松田、樺山と面談致候筈に御座候」というもので、この交渉は必ずしも自由党内手続を踏んだ上のもではなく、また大多数の支持のあるものでもなかったという。伊東は自由党の三分の二は「硬派」即ち提携反対派と見ている。

もつとも、この交渉が全く林・松田らの独走かというところでもなく「板翁〔板垣退助〕は一度び政敵と公言したる現内閣に向て一応の交渉を試み候事すら党の不面目と為し林等に対し頗る憤懣の様子に候へとも、林等に於ては多少総体の纏め方に苦心致候辺より、自己は最硬説なるも一方に首相さへ更迭せしむる時は政局の一変とも認むべきなれば、自由党と薩は助けすなど云ふ狹隘なきを示し候為めよりするも、板翁如き潔癖も主張し兼ね適当に時機を待て大に軟派を打撃するの覚悟」という⁸⁾。自由党が政治的主導権を握り得るならば、強硬論を唱える板垣といえども提携工作に乗る目も無いわけではなかったのである。

ところで伊東の報ずるところによると、自由党側の要求は十五日の段階で「首相の更迭、二大臣を自由党同志より抜く事、自由党の主義・方針を容るゝ事、明年の総選挙費を補助すること」⁹⁾だったものが、十七日には「一、二大臣の椅子を譲らす事。二、五名以上の知事を挙る事。三、自由党の政見を採容する事」¹⁰⁾となり、最終的には「星を司法に入れ、尚議会后一椅を与へ、選挙競争費を補助すべしといふ位」¹¹⁾となったという。これは「野村日記」に見たものと比べ、著しく大きなものとなっている。殊に「首相の更迭」は「野村日記」には全く見えない。

常識的に考えれば、直接の当事者に属する野村の日記の方が伊東の伝聞情報より信憑性が高いと見るべきであり、若干の傍証もあるが、「野村日記」の中のデータは事態落着後に松方からまとめて聴取した部分が多いので、経過が話者（松方）によつて野村向けに再編成・整理されている疑いも残る。野村は政党一般との提携に批判的と見られて

いる上、交渉は薩州人四閣僚（松方・樺山・高嶋・西郷）と黒田の合議に基づいて進められ、他の閣僚は除外されていた。

一方、伊東の情報は林有造からのものが主となっているが、伊東によれば「政府との交渉は松田及幹事に於て相引受居候」⁽¹²⁾、「林は」政府との交渉は己れ避けて松田等に当らしめ、自分は評議員会に於て絶対的反対をいたし候次第⁽¹³⁾と、林は政府との交渉に直接従事しておらず、党内の立場も複雑微妙であった。伊東情報は二重の伝聞情報となつている上にバイアスがかかっている可能性もあるのである。また、党内には提携に批判的な勢力が大きかつたことから、彼らの手前、政府への要求が過大に伝えられていた可能性もある。

また、一般的にいつて交渉事は掛値と値引の応酬であるから、各種の虚勢が伝聞情報の中で一人歩きた可能性も捨て切れない。

しかしながら、交渉の過程で政府・自由党の提携条件が次第に星亨の入閣に収斂し、提供ポストが外相から法相へと移つたことはまず間違いの無いところであろう。

伊東情報に見る「首相の更迭」は伊藤政権についての言及が全く見られないことから、樺山政権を念頭においたものではないかと思量されるが、その真偽・実態は他の条件についての真相とともになお後考に俟ちたい。

5

十一月十八日の夜、自由党の評議員会が催され、政府との提携が諮られた。自由党「党報」第百四拾五号は「本月十八日の評議員会に於て松田政務委員より現内閣と提携の議ありしも少数にて消滅せり。自由党は旧に依りてます

く勇往直前以て大に天下の政道を革新するに決す」とのみ、極く淡泊に伝えている。一方、伊東は、

扱自由党と政府の交渉は、結局星を司法に入れ、尚議會後一椅を与へ、選挙競争費を補助すへしといふ位にて相纏り、乃ち昨夜俄に評議員会を相開き候処、此原案には二人の外賛成者無之候処、折衷的軟説も出て之に七名の賛成有之候へとも半数に達せずして消滅に帰し、提携説は失敗に相終り候へとも、窃に政府と通款いたし居候ものは又々何と歎工夫を練り候様子に聞及候。

と報じている。伊東によれば「板翁は当初より林等に於て専断的に如此事柄を評議員会の議に付し候すら党の面目を汚すものとして立腹いたし候へとも、林は全体を統理する上より打算して一度は評議員会に懸けずして却て多数の氣受面白からずとの見込より、政府との交渉は己れ避けて松田等に当らしめ、自分は評議員会に於て絶対的反対をいたし候次第に御坐候」という経緯だといふ。⁽¹⁵⁾自由党内の複雑な事情を窺知し得るとともに、党内において圧倒的な主導権が存在せず、情況主義的対応に流れる向きがあつたことが知られよう。従来とかく星の政治的影響力を過大に評価する傾向があるが、星自身の入閣を条件とする交渉が党内の反対で呆氣なく破れたことに見るよういささか疑問がある。星は二十日、任地米国へ出帆した。

一方、自由党政務委員の松田正久、林有造の両名と幹事の山田東次、田中賢道は辞任を申し出、十一月十九日の評議員会で諒承された。⁽¹⁶⁾提携案否決に伴う引責辞任と考えられるが、林もここで辞任していることは、先述の伊東の説明に若干の疑問を抱かせる。

自由党内で提携案が否決されたのに伴い、政府側も薩州四閣僚が協議して提携交渉の打ち切りを決めた。松方首相は二十日、参内して経過を明治天皇に報告するとともに、今後の方針を協議している。同日付黒田宛松方書翰に曰く、

今日は早朝より西郷侯えも篤と遂相談候処、最早議會も差懸たる事故、可成此儘突返候方可然との御意見に御座候。依而兎に角叡慮之程も奉伺御趣旨に基き左右相決候方事理当然之事と奉存候。則参内細に御直に言上仕候次第御座候。然処乍恐叡慮此際御変との思召も不被為在、当分之形行に而正々堂々議會之成否を不顧尽力可致との事に御座候付、謹而御受仕候。微力之限り此議會之儀は相勤可申存罷在候。

「野村日記」には松方の言上について左の如く見えている。⁽¹⁸⁾

過ル土曜日拜謁シテ此際ノ事情ヲ詳細ニ言上シ、而シテ向來若シ議會操縦ノ為メニ此際ノ如キコトヲモ為サントナラハ自分ハ出来シ、又議會ノ少数ナルヲ知ルモ、正々堂々ノ路ニ依リ其解散ヲ期スルトナラハ敢テ其力ヲ尽サントノ意ヲ陳情セシニ、陛下ハ正々堂々ヲ以テセヨトノ命アリ、故ニ自ラ敢テ微力ヲ尽ント期ス。

ここでは松方は自由党との連立組み替え工作を自らの本意に反するものとし、今後同様のことを再演せず「正々堂々

ノ路」即ち全党排除型超然主義の徹底で臨むことについて天皇の諒解・確認を得ている。

一方、明治天皇の側近たる内大臣兼侍從長徳大寺実則（19）の日記の十一月二十二日条にはこのときのことが見えてくる。

松方流ヲ以議會ニ対シ政党ノ力ヲカラザル事ニ決心ス。乍併星ヲ採用シテ自由党ノ援助ヲカリ当期議會ニ多数ヲ得テ無異ニ議會ヲ終ル思召ナルヤ伺タシ。松方苟モ職ヲ総理大臣ニ奉シ進歩党ト提携シ来シ処、進歩黨員ノ在官者官吏ノ服務規律ヲ犯セシヨリ、終大隈ノ免官トナリ其他勅任ニ在ル者悉ク免職トナリ提携ヲ絶ツニ至リシナリ。然ルニ今日又自由党ト提携シ星ヲ大臣トシ板垣ヲ大臣トスルトキハ松方タル者ハ一向ニ方針定マラス世上ノ信用ヲ失ヒ立場モナキ有様ト相成ヘクニ付、御諒察ヲ乞ヒ奉ルナリ。

松方は進歩党との提携を本質的な失敗と捉え、星入閣工作の打ち切りの確認を天皇に求めている。すでに自由党側が提携案を否決しているのに、何故松方は斯かる言上を為したのであるか。

実は松方政権内には十九日に至っても未だ星の単独入閣を求める声があったのである。「野村日記」十一月十九日条に曰く、

去リテ松方ヲ訪フ。樺山モ亦到ル。於是昨夜自由党評議委員会ニテ松田正久等敗北シ提携案ニ廢滅シタルヲ聞ク。余因テ已ニ星ヲ入閣セシムルニ決シ居ルコト故、断然此際彼ヲ拔擢スルノ勝レルヲ言フ。

野村はこれより先、西郷海相を訪ね、星を法相とするためには清浦を蔵相に横滑りさせなければならぬが、清浦を畑違いの蔵相に据えれば「政府ノ主義イヅクニ在ルヤヲ知ラス、且経済界ノ不信ヲ内外ヨリ来スハ実ニ大ナルベシ」として「余自ら地位ヲ去リ星ヲ其椅子ニ在ラシムルヲ可」とすると申し出ていた。野村は政党との提携は藩閥の主体性を損なうものとして批判的だったが、政権存続のために星入閣を一旦決めた以上は続行するしかないとしたのである。野村はすでに松方政権に絶望していたので、政権を去る好機でもあった。

樺山大ニ之ヲ賛ス。偶高嶋モ亦到リ之ヲ賛ス。然ルニ松方ハ断然不同意ヲ唱フ。其意今日迄譲歩ミシテ所信ヲ枉ゲ来レリ、而シテ尚今日星ヲ入閣セシムルハ決テ同意スル能ハズトテ、従来樺山・高嶋等ノ強談ニ困却シタリト云ハヌ計リノ口氣ナリ。樺山ハ尚ホ此ノ際星ヲ入閣セシムルノ可ナルヲ説キ、国家ノ安危ニ係ルトイヘル語ヲ交ヘテ説述ス。松方頗ル愠色アリ、曰ク、自ら所信アリ、而も国家ノ安危ニ関シ其意見ヲ異ニセハ実ニ恐懼ノ至リナリ、自ら処決スルノ外ナシト。

この後、野村は前述の星の通相起用を提起したが「談終ニ冷々二期シ相別ル」という状態に終っている。野村は続いて西郷を訪ねたが、西郷は「時機切迫ニ際シタルヲ以テ此儘ニ致シ置ヨリ外ナカルベシ」「蓋シ星ハ明日発途、米國へ帰任ノ筈ナレハナリ」とのことであった。西郷はまた「抑此度自由党へノ交渉ハ実ニ其拙ヲ極メ、且益々政府ノ威信ヲ損シ社会ノ秩序ヲ紊リタリ。樺山・高嶋ノ罪抑大ナリ」と述べた。これを聴いて野村は「松方ノ本意ハ初メヨリ之ヲ賛スルモノニアラサリシモノ、如シ。但両大臣ニ説カレ已ムヲ得ス同意シタルカ如シ」と観察している。「徳大寺日記」に見える松方の言上とよく符合する。

さて、明治天皇は前引の松方の言上に対し次の如く答えた。「徳大寺日記」十一月二十二日条の後段に曰く、

右奏上ニヨリ御沙汰ニハ、政党内閣ヲランヨリハ汝充分尽力シ松方流ヲ以テヤリ遂クヘシ、議會ハ解散スルモヨシ、曖昧模稜ヨリハ主義ヲ立テ貫クベシト。

ここでいう「政党内閣」とは政党単独内閣や黨員首班内閣の謂ではなく、政党を政権内に含む政権のことと解せられる。天皇は松方が求めた提携交渉打ち切りの確認を了承し、今後の裁量を松方に任せただけであつた。これを以て自由党との連立組み替え工作は幕を降ろしたのである。

松方の軍師・後見人を以て任ずる黒田は、こうした松方の判断に対し全面的な支持を与えていた。十一月二十日の未明、松方から樺山・高嶋・野村の三相の星起用申し入れを拒んだ旨の書状を得た黒田は左の如く返書している。⁽²⁰⁾

就ては三大臣被罷出云々之件首相閣下御決答云々は誠に御至当之事と感佩之次第御心事之程如何計か。実に紙上に難被尽、確乎不拔道義之存する処水火も不可侵、仮令安危存亡之秋と申もの前途益すく遠遠にして正に是れ国内之出来事取戻は成し得る事必ず有之〔以下略〕

しかしながら、松方政権にとって情況は刻一刻と悪化の一途を辿っていた。進歩党が十二月十八日に開催予定の臨時党大会で提携の断絶を正式決定するのは最早既定の事実とみられ、自由党も「若し現内閣自ら責を引くにあらざれば、今は唯だ第十一議會解散の一血路を存するのみ」として⁽²²⁾いた。僅かに期待をかけられていた国民協会も「元田肇来り、

国民協会秘密議ナル松方へ辭職勧告ノコトヲナサント欲スルノ由」という有様であり、与党と見るべきは小会派の公同会(第二章参照)のみであつた。松方内閣中の政党排除型の超然主義閣僚は「頗ル得意ノ色アリテ議會解散ヲ期シ」⁽²³⁾していたが、松方政権をめぐる危機はいよいよその度を深めていたのである。

(以下続稿)

註

- (1) 「黒田清隆関係文書」六三―七〇。
- (2) 拙稿「藩閥の構造と変遷」並に「黒田清隆の対外認識」参照。
- (3) 「野村日記」三〇年一月二二日条。
- (4) 『進歩党党報』第一二号一六一―二〇頁。
- (5) 「黒田清隆関係文書」六三―二九。
- (6) 三〇年一月一〇日付伊藤宛伊東書翰(『伊藤博文関係文書』三七三―三七四頁)。
- (7) 三〇年一月一八日付伊藤宛伊東書翰(同書三七五―三七六頁)。
- (8) 以上、三〇年一月一七日付伊藤宛伊東書翰(同書三七四―三七五頁)。
- (9) 同右。
- (10) 註7参照。
- (11) 三〇年一月一九日付伊藤宛伊東書翰(『伊藤博文関係文書』三七六頁)。
- (12) 註7参照。
- (13) 註11参照。
- (14) 『党報』第一四五号一四―一五頁。
- (15) 註11参照。

- (16) 『党報』第一四五号一五頁。
- (17) 「黒田清隆関係文書」六三―三〇。
- (18) 「野村日記」三〇年一月二二日条。
- (19) 早稲田大学総合学術センター特別資料室所蔵「渡辺幾治郎収集謄写明治史資料」。
- (20) 「松方正義文書」九四―九二（三八三頁）。
- (21) 『進歩党党報』第一五号三五頁。
- (22) 『党報』第一四五号一頁。
- (23) 「野村日記」三〇年一月二〇日条。